

第5

サービスの量の見込みと基盤整備

- 1 サービスの量の見込み
- 2 介護給付等対象サービス（介護給付）の量の見込み
- 3 介護給付等対象サービス（予防給付）の量の見込み
- 4 地域支援事業
- 5 介護給付等対象外サービスの量の見込み
- 6 必要入所（利用）定員総数等

第5 サービスの量の見込みと基盤整備

1 サービスの量の見込み

(1) 基本的な考え方

「市町村老人福祉計画・介護保険事業計画」（以下「市町村計画」という。）におけるサービスの量の見込みは、各市町村において、これまでの介護保険事業の運営状況の分析や評価に加え、各種調査結果、地域間比較、医療計画との整合性、介護離職ゼロに伴うサービス見込量、地域ケア会議における検討など保険者としての施策を更に反映させたものとなっています。

この計画におけるサービスの量の見込みについては、こうした市町村の見込みを高齢者保健福祉圏域（以下この章において「圏域」という。）ごとに積み上げています。

(2) サービスの年齢別対象区分

それぞれの法律ごとに、対象となる年齢区分を整理すると、次の図表のとおりとなります。

図表.5-1 【サービスの年齢対象区分】

区分	39歳以下	40～59歳	60～64歳	65歳以上
介護保険法	対象外	特定疾病（注1）に該当する要支援・要介護者		(介護給付等対象サービス) 要支援・要介護者
				(地域支援事業) ○介護予防・生活支援サービス事業 ～要支援者・基本チェックリスト該当者 ○一般介護予防事業～全て対象 ○包括的支援事業（総合相談事業等）～全て対象
老人福祉法	対象外（注2）		特に必要と認められる者	全て対象

注1 特定疾病 ①がん（回復の見込みがないものに限る）、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

注2 「老人ホームへの入所措置等の指針について」（H18.3.31付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）の対象者を除く。

(3) サービスの全体像

介護サービス等を対象者ごとに整理した全体像は、次の図表のとおりとなります。

図表. 5 - 2 【サービスの全体像】

区分		要介護者	要支援者	基本チェックリスト該当者	自立	
介護保険法	介護給付等対象サービス	(居宅サービス) ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売	(介護予防サービス) ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売	-	-	
	地域密着型サービス	(地域密着型サービス) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	(地域密着型介護予防サービス) ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護	-	-	
	施設サービス	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設		-	-	
	その他の給付	・居宅介護支援 ・居宅介護住宅改修費	・介護予防支援 ・介護予防住宅改修費	-	-	
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	(介護予防・生活支援サービス事業) ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他の生活支援サービス ・介護予防ケアマネジメント (一般介護予防事業) ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 など				-
	その他	(包括的支援事業) ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 など	(任意事業) ・家族介護支援事業 など			
老人福祉法	老人居宅生活支援事業	・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業	・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業			
	老人福祉施設による事業	利用	・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設	・老人福祉センター ・老人介護支援センター		
		入所	・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス)	・養護老人ホーム ・経過的軽費老人ホーム(A型・B型)		
	その他	・有料老人ホーム ・生活支援ハウス				

サービスの量の見込みと基盤整備

(4) 介護給付等対象サービスの量の見込み

ア サービスの提供水準

介護保険制度は、社会全体で要介護者等を支えるという基本的な理念の下に、社会保険方式で運営されています。

このため、高齢者が自らの選択に基づき、道内のどの地域に住んでいても十分なサービスが利用できるよう、サービス提供水準の向上や均等化を図ります。

また、介護度が重度化しても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの基盤を整備し、地域包括ケアシステムを推進します。

イ サービスの量の見込み

市町村計画における介護給付等対象サービスの量の見込みについては、国の「地域包括ケア『見える化』システム」による自然体推計に加え保険者としての施策などを反映させたものを将来推計として見込むこととします。

(ア) 自然体推計の算出

市町村では「地域包括ケア『見える化』システム」の「将来推計機能」を活用して、介護サービスの現状の給付状況、将来推計人口、認定率の伸び、利用率の伸びなどを基に現状の傾向が今後も続くと仮定した推計（自然体推計）を行います。

(イ) 各種調査結果の反映

「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効なサービスのあり方を検討するための「在宅介護実態調査」、要介護状態となる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握して地域診断に活用するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、その他「介護サービス利用意向調査」、「事業者参入意向調査」など、計画策定に関連する各種の調査結果を反映させます。

(ウ) 地域間比較検討

「見える化」システムの現状分析機能を活用し、同規模の他自治体や全国の給付状況、サービスバランスなどを比較し、相対的にサービス量のあり方を検討します。

(エ) 地域ケア会議における検討

各種調査結果や地域間比較により地域課題を抽出し、既存の社会資源を効果的に活用するなどの施策を検討し、反映させます。

(オ) 高齢者保健福祉圏における協議・調整

道や市町村の医療介護担当者等が以下の協議や調整を行い、反映させます。

a 医療計画との整合性

地域医療構想の推進に係る慢性期機能を担う病床から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要（基本的に療養病床からの移行分）の受皿となるサービスについて推計を行い、反映させます。

b 介護離職ゼロに伴うサービス見込量

介護サービスが利用できずやむを得ず離職する家族介護者等をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにも関わらず自宅待機している高齢者を解消するために必要なサービスを反映させます。

c 介護老人福祉施設等の介護保険施設のサービス見込量

特定施設入居者生活介護等の整備状況や利用状況のほか、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいの設置状況なども勘案し、必要なサービス量の調整を行います。

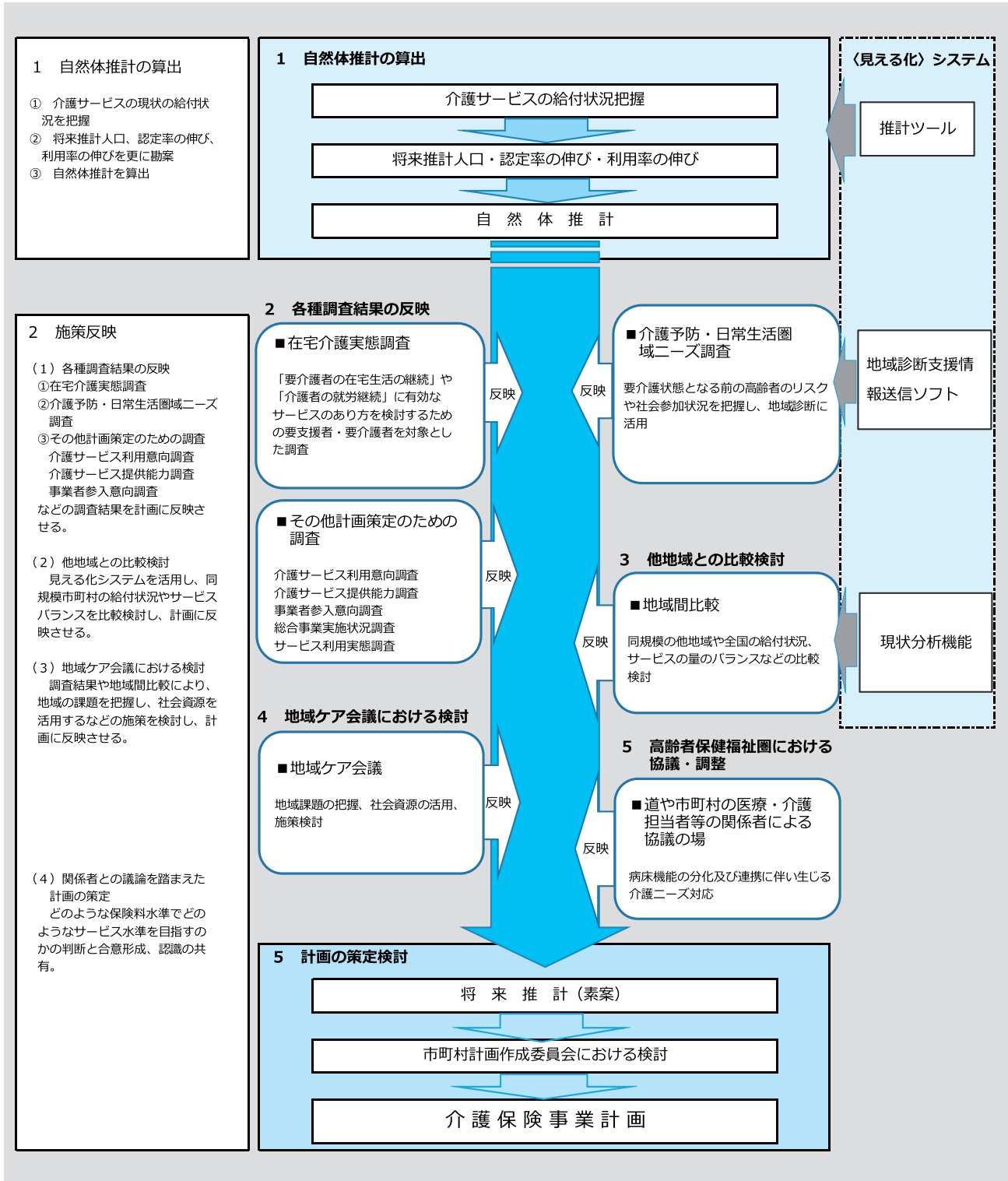
(カ) 計画の策定検討

上記（ア）～（オ）のプロセスを経て策定した将来推計の素案について、計画作成委員会において関係者間で検討・協議を行い、どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのかということに対する合意形成、認識を共有した上で、計画を策定します。

第8期介護保険事業計画の策定プロセス

図表.5-3 【策定フロー】

第8期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール



(5) 地域包括ケア「見える化」システム

都道府県、市町村の第8期介護保険事業（支援）計画の策定・実行を総合的に支援するための情報システムとして国が開発した「地域包括ケア『見える化』システム」（以下『見える化』システム）という。）が全国で導入されています。

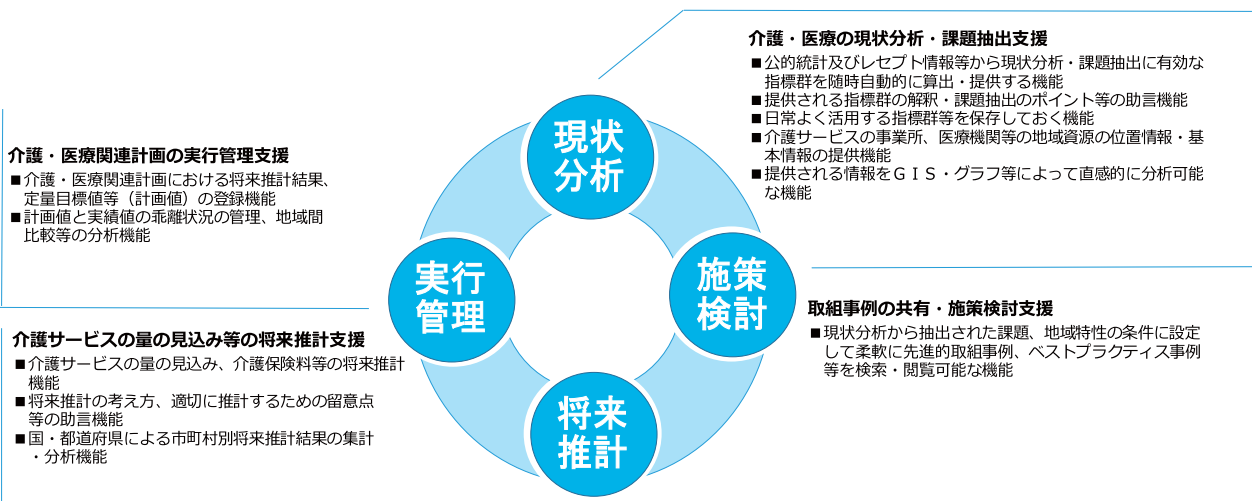
「見える化」システムにより、都道府県・市町村は地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易となり、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなります。

また、都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができるなど地域包括ケアシステムの推進が一層期待されます。

図表. 5 - 4 【地域包括ケア「見える化」システム】

地域包括ケア「見える化」システム

- 都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム
- 都道府県・市町村は、地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易となり、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考とすることにより、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- また、都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有ことができ、自治体間・関係部署間の連携がしやすくなる。



サービスの量の見込みと基盤整備

(6) 医療計画との整合性

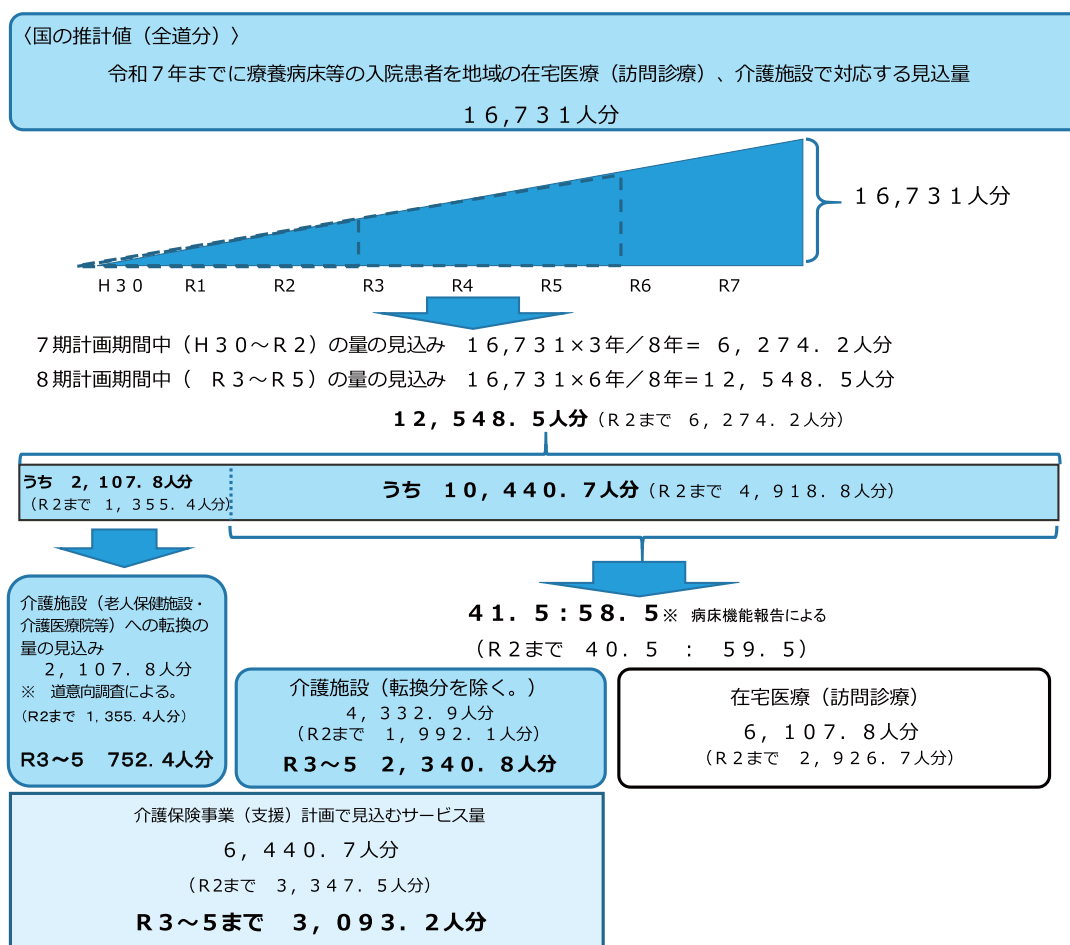
ア 基本的な考え方

地域医療構想を推進するに当たり、慢性期機能を担う病床から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要（基本的に療養病床からの移行分）の受け皿整備の必要性を踏まえて、医療計画と第8期介護保険事業（支援）計画における在宅医療（訪問診療）の需要や介護サービスの種類ごとの量の見込みが、それぞれの計画の間で整合的・計画的な設定となるよう、サービス見込量の推計等を行いました。

イ 介護保険事業（支援）計画でのサービス見込量

国が推計した令和7年度までに道内の療養病床等の入院患者を地域の在宅医療（訪問診療）、介護医療院等の介護施設で対応する見込量から、第8期計画期間内に介護保険事業（支援）計画で見込むべきサービスの量を推計します。

図表. 5-5 【医療計画との整合性】



令和3年度から令和5年度の間、療養病床等から特別養護老人ホームなどの介護施設で見込む約3,000人分のサービスの量は第8期介護保険事業（支援）計画でのサービス見込量に含まれています。